

土壌汚染対策法の見直しに 向けた提案について

1

令和 6 年12月2日(月)

兵庫県 明石市 環境産業局 環境室 水質担当課長 田中 浩志

明石市の概要

人口：約30万人

面積：49.92km²

製造品出荷額

1兆2,300億円（2020年度）

全国1718自治体中43位

川崎重工業株式会社やキャタピラージャパン合同会社などの大企業とそれらに関連する中小企業が多くある。

土壤汚染対策法に関する概要

届出件数

約40件／年

台帳問い合わせ件数

約140件／年

特定施設台帳

水質汚濁防止法

367(うち全廃206)

下水道法

244(うち全廃65)

指定区域台帳

要措置区域

0

形質変更時要届出区域

10

解除台帳

8(うち全解除5)

組織

環境産業局

└ 環境室

└ 環境保全課

└ 大気美化係

└ 水質係

水質担当課長兼水質係長

技術職員 1名

再任用職員 1名

任期付職員 2名

土壌汚染対策法、水質汚濁防止法

浄化槽法などその他業務

地方自治体の土対法担当部局の体制

2. 地方自治体の土対法担当部局の体制

アンケート結果の概要（令和5年度）

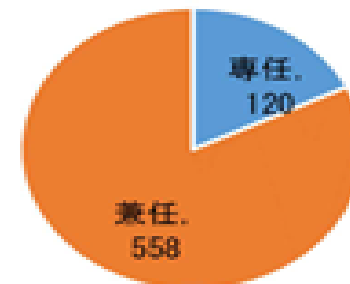
- 専任兼任含めた実務担当者数の中央値は3人。148自治体中20自治体が担当者は1人と回答。
- 専任者については、103自治体で0人と回答。多くの自治体では水質汚濁防止法、大気汚染防止法といった他の公害関連法令と土壤汚染対策法の担当が兼任。
- 全担当者（全国）に占める職種（採用区分）は化学職が約65%、事務職員が約15%、土木職は約1.5%であった。

（意見等の例）

- ・土木分野の専門知識を持たない職員が配置され、習熟前に異動していく。
- ・他業務と兼任で担当しており、知識の習得に費やせる時間も少ない。

土対法実務担当者数 （回答数：148）

単位：人	専任	兼任	専任＋兼任
平均値	0.8	3.8	4.6
中央値	0	2	3
最大値	22	51	56
最小値	0	0	1
合計	120	558	678



困っていること

- 届出者ごとに添付する書類の内容に差がある
- 自治体ごとに必要書類に差がある
- 区域指定に関する届出数が少なく、経験の蓄積がない
- 事業者のほうが経験豊富
- 電子的な管理ができていない
- 従事している職員が少ない

提案事項について

- ① 深度方向の区域指定による認定調査の廃止について
- ② 法第4条第1項の届出の対象範囲の見直しについて
- ③ ガイドラインの在り方と自治体間でのバラツキについて

深度方向の区域指定による認定調査の廃止①

土壤汚染対策法第16条第1項「認定調査」について

施行～現在まで明石市での届出件数→1件

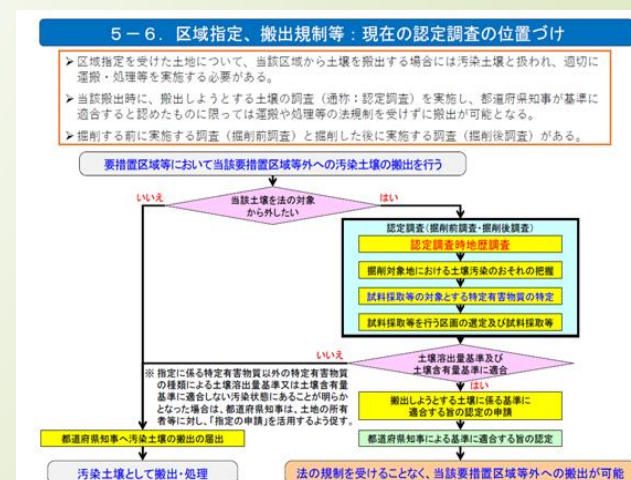
【調査の対象項目を減らす要件】

- ・認定調査を行うまでの間、継続して1年ごとに届出の提出が必要。



- ・法改正前に区域指定した事業所は基本的に対象外
- ・制度を熟知している業者しか利用の相談をしてこない。
- ・自治体職員も詳細に把握していないため、提案しにくい。

(出典)土壤汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性(資料7-2)



深度方向の区域指定による認定調査の廃止②

(提案)

立体での区域指定による認定調査制度の廃止。

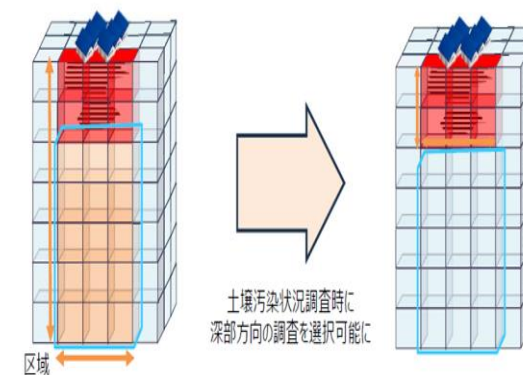


深度方向の調査が現行の認定制度と同等。

(課題)

- ・管理方法の変更が必要。
- ・システム化するための情報整理量が膨大。
- ・事業者のコストの増加。

【参考】深さ方向の調査方法及び区域指定方法の合理化等のイメージ



法第4条第1項の届出の対象範囲の見直しについて①

4－5. 土壌汚染状況調査：自治体アンケート（法第3・4条関係）（3）

アンケート結果の概要（令和5年度）

- 令和元～3年度の法第4条第1項の届出件数のうち、半数程度（約15,000件）を山林、農地及び河川敷地が占めていた。このうち、これらを契機に調査命令が発出されたのは全体の0.06%（計9件）であった。
（山林等の土地に対する法第4条第3項の調査命令発出事例）
 - ・山林：事例なし
 - ・農地：事例は7件。このうち自然由来汚染のおそれが事由とされたものが6件。
 - ・河川敷地：事例は2件
- 道路敷地については市街地（宅地、商業地、商工住混在地等）と同等の命令発出率となっていたが、調査命令発出理由についてはガソリンスタンド跡地等道路以外の敷地を含む形質変更によるものが多い。

法第4条第1項届出・法4条第3項調査命令件数（R1-R3年度）

土地の属性	届出件数	命令発出件数	命令発出率
工場・事業場	6,977	125	1.79 %
市街地	6,746	42	0.62 %
河川敷地	2,965	2	0.07 %
農地	6,106	7	0.11 %
山林	6,000	0	0.00 %
道路敷地	5,774	26	0.45 %
総数	34,568	202	0.58 %

アンケート回答自治体数（提出数：148自治体）

土地の属性	R1		R2		R3	
	届出	命令	届出	命令	届出	命令
工場・事業場	140	135	130	120	140	130
市街地	140	133	139	131	140	132
河川敷地	133	110	133	119	133	118
農地	135	120	135	119	135	121
山林	131	117	134	119	133	117
道路敷地	133	118	134	124	135	126

※法第4条第2項に基づき調査結果の報告が行われた場合については、上記に含まれていない

（出典）土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（資料7-2）

法第4条第1項の届出の対象範囲の見直しについて②

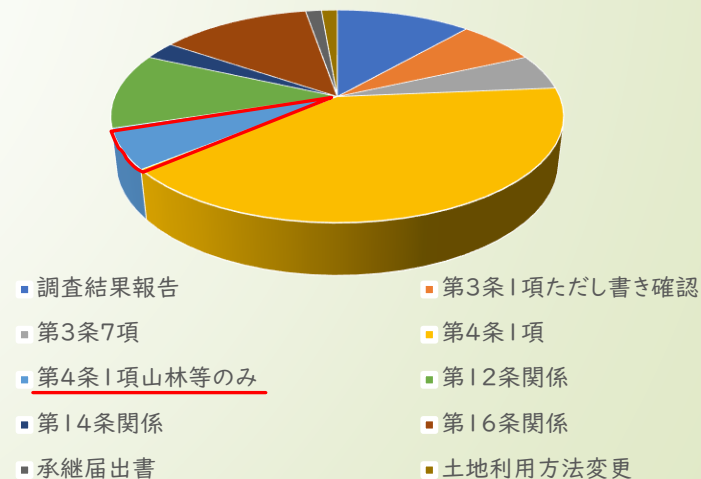
(提案)

- ・届出者が登記簿等で地歴調査をしたうえで、山林、農地及び河川敷地等であれば、届出不要。ただし、不法投棄の確認は必要。
- ・宅地及び工場敷地等が含まれる場合は、面積要件に追加。
→調査命令をかける範囲を限定する必要がある。

R元年からR5年度の届出実績

- ・総届出件数:約160件
- ・法第4条第1項:約60件
- ・山林等のみ:9件→調査命令発出件数0件

届出割合(R元年からR5年度)



ガイドラインの在り方について

(提案)

- ・自治体、事業者向けの概要版を作成する。
→既存のガイドラインへの入口・案内。

(提案理由)

- ・明石市程度の規模の自治体がすべての内容を把握するのは難しい。
- ・新たに配属された職員は、どこから見ればいいのかわからない。
- ・膨大すぎて全体の概要が掴みにくい。

自治体間でのバラツキの解消に向けて①

(事例)

①形質変更時要届出区域の解除要件の明確化

- ・現在は要措置区域の要件に準じて対応。
- ・明確な解除要件がないため、自治体によって差が出ている。

(例)地下水の汚染があった場合。

→自治体によって、区域解除要件が異なることを業者から指摘。

②形質変更時要届出区域の形質変更終了時の完了届の義務化

- ・届出の様式が任意様式
- ・区域指定を解除しない場合、届出が必要ない。

→形質の変更が終了しているのか曖昧。

届出の提出がなければ、工事の終了を把握することができない。

自治体間でのバラツキの解消に向けて②

(提案)

- ・自治体職員間で事例の情報共有

- ナレッジデータベースの作成。

- 担当職員の全体研修や連絡会の実施。

- ・AIを活用できる仕組みの構築

- ガイドラインの電子化等。

ご清聴ありがとうございました。

汚染のおそれのある法対象外の土地について

(例)

ガソリンスタンドの一部を道路用地として利用。

→全体で3000m²を超えるため調査した結果、汚染が判明。

残りの土地については別の用途で3000m²以下の開発予定。



汚染調査未実施で、形質変更が可能では？

(提案)

事業場用地の一部が区域指定された場合は、残りの敷地に関

しても調査するように義務化。

法3条第8項の命令及び同条7項の関係について

法第3条第7項の届出提出



2週間程度

法第3条第8項の調査命令発出



2週間～半年程度

土壤汚染状況調査報告書提出

(問題)

- ・調査命令を発出されることが確実であれば、届出は必要？
- ・事務負担が増大している。

(提案)

法第4条1項及び同条2項のように同時に提出できるようにする。

(出典)土壤汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性(資料7-2)

4-3. 土壤汚染状況調査：自治体アンケート（法第3・4条関係）（1）

アンケート結果の概要（令和4年度）

【意見等の例】

- 法第3条（特に第7項の届出に係る審査、第8項の命令）、第4条に係る事務の負担、工期への影響が大きい。
- 法第3条第8項の命令と同条第7項の届出の関係について、事務負担低減や事業者の工期等への影響低減のため、第4条第2項と第3項の関係のように、自治体の命令を待たずに事業者が自治体に調査結果を報告できるようにすべき。

【ポイント】

- ◆ 約9割の自治体が、法第3条第7項と同条第8項の関係を「見直すべき旨」を回答（下図）。

